



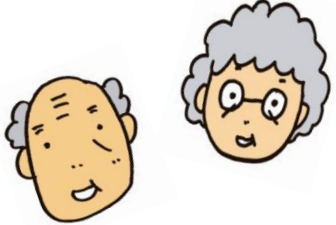



クイズ「きんゆう道場」 (解答)



<p>第1問</p>	<p>家計の行動に関する次の記述のうち、適切でないものはどれでしょうか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家計簿などで、収支を管理する 2. 本当に必要か、収入はあるかなどを考えたうえで、支出するかどうか検討する 3. 収入のうち、一定額を天引きにするなどの方法により、貯蓄を行う 4. 支払いを遅らせるため、クレジットカードの分割払いを多用する 	<p>(正解) 4.</p> <p>クレジットカードの分割払いを利用すると手数料(金利)が発生するため、支払いを遅らせるために分割払いを多用することは適切ではありません。</p> 
<p>第2問</p>	<p>一般に「人生の3大費用」といえば、何を指すでしょうか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一生涯の生活費、子の教育費、医療費 2. 子の教育費、住宅購入費、老後の生活費 3. 住宅購入費、医療費、親の介護費 	<p>(正解) 2.</p> <p>老後費用、住宅費用、教育費用は、「人生の3大費用」と言われます。</p>
<p>第3問</p>	<p>金利が上がっていくときに、資産の運用(預金等)、借入れについて適切な対応はどれでしょうか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 運用は固定金利、借入れは固定金利にする 2. 運用は固定金利、借入れは変動金利にする 3. 運用は変動金利、借入れは固定金利にする 4. 運用は変動金利、借入れは変動金利にする 	<p>(正解) 3.</p> <p>金利が上がっていくときには、運用収入が増加するため、運用を変動金利にするのが適当。一方、借入れについては、コストの増加を避けるために、固定金利にするのが適当。</p> 
<p>第4問</p>	<p>10万円の借入れがあり、借入金利は複利で20%です。返済をしないと、この金利は何年で残高は倍になるでしょうか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2年未満 2. 2年以上5年未満 3. 5年以上10年未満 4. 10年以上 	<p>(正解) 2.</p> <p>「72の法則」は、お金が2倍になる年数がすぐにわかる便利な算式です。つまり、「72÷金利」を計算すると、お金が2倍になる年数(概算)が出ます。例題では、年利20%でお金を運用した場合ですので、「72÷20=3.6」と、3.6年で2倍になることがわかります。「72の法則」で使われる「金利」</p>

		<p>は複利（1年毎に利子にも利子がつく）です。このため、この式は、「複利の力」を理解するのに役立ちます。なお、人類の歴史上最高の物理学者とも評されるアインシュタインは「人類の最大の発見は、複利である」と語り、「複利の力」の大きさを表現したと語られています。</p>
第5問	<p>金融商品の契約についてトラブルが発生した際に利用する相談窓口や制度として、適切でないものはどれでしょうか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消費生活センター 2. 金融ADR制度 3. 格付会社 4. 弁護士 	<p>（正解）3.</p> <p>格付会社は、金融商品または企業・政府などの信用状態について評価（等級：信用格付け）を付与する企業であり、金融トラブル時に相談する窓口ではありません。</p>
第6問	<p>詐欺被害のトラブルに遭ったため、自治体の消費生活センターに相談したいけれど、連絡先が分からない。そんな時、どうしたらよいでしょう？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 177番に電話する 2. 117番に電話する 3. 188番に電話する 4. 115番に電話する 	<p>（正解）3.</p> <p>自治体の消費生活センターでは消費者からの相談を受け、トラブル解決のための助言をしたり、必要に応じて事業者のあつせんを無料で行っています。「188（いやや）」へ電話をすると、県や市町村が設置している最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。</p>
第7問	<p>iDeCo（個人型確定拠出年金）には、税制の優遇メリットがあるので、年齢や職業、子供の有無を問わず、誰でも掛け金の上限までiDeCoを活用するのがよい</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 正しい 2. 誤っている 	<p>（正解）2.</p> <p>（iDeCoを活用するうえでの注意点の一つは）iDeCoで積み立てたお金は60歳になるまで引き出すことも、借り入れることもできないことです（一定の障がいや死亡時を除く）。着実に老後資金の準備ができる反面、iDeCoでの積立金を多くしてしまうと、教育資金や住宅取得資金などのまとまったお金が必要な時に、手元に現金がなくて困るかもしれません。iDeCoは、掛金に対する税金がかからないなど、税金面でのメリットが大きい制度ですが、60歳まで引き出せないお金だからこそ、ライフスタイルとの相性を考える必要があります。</p>

<p>第8問</p>	<p>毎月、手取り収入の中から一定額を自動的に差し引いて、「給与が振り込まれる口座」とは「別の口座」に入れてもらうというように、手取り収入のうち、貯めようと決めた一定額を、最初に差し引いて貯蓄してしまうことをなんといいのでしょうか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 天引き貯蓄 2. 手取り貯蓄 3. 強制貯蓄 4. 生涯貯蓄 	<p>(正解) 1.</p> <p>たとえ収入が少なくても、毎月貯蓄に回せるお金がわずかでも、年齢が若ければ若いほど、“時間を味方につけて”お金を増やすことが可能です。具体的には、天引き貯蓄の考え方を参考に毎月、一定額を自動的に積み立てる仕組みを作ることが大切です。</p>
<p>第9問</p>	<p>年をとって財産に関する適切な判断ができなくなった場合に利用できる制度は、どれでしょうか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 成年後見 2. 自己破産 3. 禁治産 4. 介護保険 	<p>(正解) 1.</p> <p>成年後見は、判断能力が不十分な人を支援し、その財産を適正に管理するための成年後見人等を置く制度です。</p> <p>禁治産は心身喪失の常況にあって、自分で財産を管理する能力のない者に対して、後見人を付ける制度でしたが、廃止され、成年後見制度に移行しました。</p> <p>自己破産は、返済ができないほどの多額の借金を抱えた時に裁判所に自ら破産の申し立てを行うものです。</p> <p>介護保険は、介護が必要な状況になったときに介護サービスが受けられるようにする制度です。</p>
<p>第10問</p>	<p>消費者契約法で契約の取り消しができないケースは、次のうちどれでしょうか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 忙しかったので事業者の説明の一部を断った 2. 契約内容や条件などの重要事項について虚偽説明をされた 3. 将来の不確実な事項について断定的な言い方をされた 4. 退去を求めたにもかかわらず事業者が契約するまで居座った 	<p>(正解) 1.</p> <p>民法の特別法である消費者契約法のおかげで、消費者と事業者間の情報力や交渉力の格差が縮小されました。消費者側は、(1)重要事項について事実と異なることを告げられた(不実告知)、(2)将来について断定的判断を提供された(断定的判断)、(3)不利益になることを故意に告げられなかった(故意の不告知)、ために誤認したり、(4)契約するまで居座られ、やむなく契約した場合は、契約の取り消しができるようになりました。</p> <p>業者の説明を断ったりすると、(3)が適用されず、契約が取り消せません。</p>

■大分県金融広報委員会では、生活設計・年金・税金・金融商品等に関する講演会や、児童・生徒の金融・金銭教育などに、専門家を派遣しています。地域での集まりや学校、PTA、各種団体研修会などにもご利用いただけます。講師謝礼や交通費は無料です。下記事務局までお気軽にお電話下さい。

■また、気の合った友人と金融や生活設計等について学ぶ「金融学習グループ」制度もあります。15人以上集まればつくることができ、学習会（年6回以上開催）には専門家を講師として派遣します。期間は1年ですが、ご希望により3年間延長が可能です。是非、あなたの生活に身近なテーマについて学んでみませんか。

テーマ例：年金、生命保険、介護保険、税金、確定申告、住宅ローン、相続、贈与、遺言、成年後見制度、老後の生活設計、エンディングノート、各種金融商品、株式、投資信託、金利と利回り、クーリングオフ、悪質商法、詐欺商法 等

大分県金融広報委員会

【事務局】大分市長浜町2-13-20

日本銀行大分支店内

TEL. 097-533-9116

FAX. 097-538-7085

知るぽると

大分県金融広報委員会

<http://www.money-oita.com>

